

岩手県告示第342号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成30年4月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年3月1日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 箱石建設
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町大沢第6地割50番地5
    - ウ 代表者の氏名 箱石皓
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第723号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成30年2月23日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年3月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社小野寺工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字倉町176番地1
    - ウ 代表者の氏名 小野寺利美
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第9211号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成30年2月22日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年2月27日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社遠藤板金
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市松園町340番117
    - ウ 代表者の氏名 遠藤秀一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第10035号
  - (3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成30年2月26日付けで大工工事業、左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年2月26日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 橋本建創
    - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町日詰字朝日田66番地16
    - ウ 代表者の氏名 橋本敏見
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第20106号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年2月20日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成30年3月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 桂電工

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市横田町字久連坪19番地2

ウ 代表者の氏名 村上桂

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第90114号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年3月7日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成30年2月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 池田建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字諏訪前42番地22

ウ 代表者の氏名 池田鉄竜

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-28)第4103号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年2月14日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。